

5/18

(月)

第11回裁判

元の生活をかせせ・原発被害いわき市民訴訟原告団

14:00~  福島地方裁判所いわき支部

弁護士3人と原告2人が口頭陳述を行います

----- 駐車場は飯野八幡宮境内と広田次男法律事務所をご利用ください -----

----- 参加者は12:30までに飯野八幡宮広場にお集まりください -----

- 12:40 飯野八幡宮会館で決起集会開催
 - 弁護団・原告団あいさつ
- 13:05 デモ行進出発
- 13:15 傍聴席の抽選に並ぶ
抽選開始
- 13:30 入廷者の送り出し
- 14:00 ■ 裁判開始
(入廷者以外は飯野八幡宮会館に戻る)
- 14:00 ● 会館で裁判についての説明会
・ 陳述者の紹介と陳述内容について
- 15:00 終了・解散

傍聴にお出でください
どなたでも、傍聴できます

★事前に連絡をください。
傍聴席の調整をします。
原告団事務局長・菅原隆 090-1067-0175

「福島の事故は終わったことにしよう」という動きが強まっています。東電が5年目を目前とした2月をもって労働不能損害賠償を打ち切ったために、百床以上の二つの病院が帰還を前に閉院発表を余儀なくされました。被害が続いているのに営業損害も打ち切ろうとしています。政府と東電は損害賠償打ち切りを事故発生からの年数で考えています。東電は、柏崎刈羽原発の再稼働の準備を急ぎ、福島第二原発の廃炉も言明しようとしません。

一方、政府はエネルギーミックス(電源構成)で原発を目いっぱいに見込み、川内原発の再稼働を急ぐ一方、40年の老朽原発の60年稼働を視野にいれています。

これらは国民との矛盾を一層広げることにもなります。私たちの裁判勝利はいよいよ重要です。

原告団長・伊東達也



原発ダメ!

